

路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針の概要

平成 18 年 9 月 13 日
国土交通省道路局地方道・環境課

1. 背景

駅、バス停、商店街などの周辺等、駐車需要の多い場所には、公共の駐車場を整備していくことが、自転車及び自動二輪車等の利便を高め、安全かつ円滑な交通を確保するために有効です。しかし、駐輪需要の多い場所に駐車場の用地を確保することは困難な状況となっております。

このような観点から、路上自転車・自動二輪車等駐車場の整備にあたっての指針を検討しています。

2. 指針の概要

(1) 駐車対象車両

駐車場の設計の対象となる車種は、自転車、自動二輪車等(原動機付自転車を含む)とする予定です。

(2) 駐車場の設計に関わる主要な事項

駐車場の設計に関わる主要な事項として、以下の内容を定める予定です。

駐車まずは、自転車・自動二輪車等の一般的な車両の大きさを勘案して、適切な大きさとしします。

駐車場の配置については、車種、設置場所、駐車場の出入りの向きを、原則として次のように定めます。

- ・ 自転車を対象とした駐車場を、歩道等に設置する場合は、「歩道等側から出入り」
- ・ 自動二輪車等を対象とした駐車場は、「車道側から出入り」

置場では、駐車可能な範囲、駐車の方法を示すため、標識令で定められた道路標識、道路標示、区画線を設置することとしします。

駐車場区画を明示するため、駐車場の外周に縁石や柵等を設置することとしします。特に、歩車道境界については、自動車と歩道等と車道の間を自由に行き来できないように、縁石や柵等で分離することとしします。

駐車場を設置した箇所における歩道等の有効幅員は、歩行者等の通行を阻害しないように、十分な幅を確保することとします。

(3) その他駐車場の設置に関して必要な事項を定める予定です。

【図】道路上に設置する駐車場のイメージ



(路上自転車駐車場)



(路上自動二輪車等駐車場)

3. 今後のスケジュール(予定)

平成18年11月 通知